

社会福祉法人 松波福祉会 役員並びに評議員報酬規程

平成13年 7月27日 制定

平成17年 2月24日 改正

平成29年 6月15日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松波福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員並びに評議員の報酬は、次のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬は支給しないものとする。また、柿崎区内での職務については、本報酬以外に旅費を支給しない。

理事長	月額	15,000円
業務執行理事	月額	15,000円
理 事	月額	10,000円
監 事	月額	10,000円
評議員	月額	10,000円

2 前条の規定にかかわらず、その月に1日も職務に従事しなかった役員並びに評議員には、報酬を支給しない。

(支給方法)

第3条 報酬は、その月の最初に従事した日に支給する。ただし、理事長の報酬については、毎月14日にその月の報酬を支給する。なお、14日が休日等の場合は金融機関の営業日に繰り上げる。

2 前条の規定にかかわらず、理事会及び評議員会が開催される月においては、理事会及び評議員会の開催日に支給する。

(公 表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬

等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成13年8月23日から施行する。
- 2 昭和61年3月7日に制定した社会福祉法人役員報酬規程は、平成13年8月22日をもって廃止する。なお、平成13年8月22までの平成13年度分の報酬は月割計算により支給する。
- 3 この規程は、平成17年3月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年7月1日から施行する。